

岩手県告示第472号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和8年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 三陸沿岸道路（米田大橋から新普代第2トンネル）
 - （2） 公共測量を実施する期間 令和8年8月5日から同年12月25日まで
 - （3） 実施する公共測量の種類 MMSによるデータ計測
- 2（1） 公共測量を実施する地域 三陸沿岸道路（宇部八幡橋から上日向下橋）
 - （2） 公共測量を実施する期間 令和8年8月5日から同年12月25日まで
 - （3） 実施する公共測量の種類 MMSによるデータ計測